

那覇市公報

第 1 8 5 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇告 示◇

○那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩 の家の指定管理者の指定について（ちゃーがんじゅう課）	4
○那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉セ ンター及び那覇市識名児童館の指定管理者の指定について（ちゃーがんじゅう課）	5
○てんぶす那覇の指定管理者の指定について（商工農水課）	6
○那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について（福祉政策課）	7
○那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定について（文 化振興課）	8
○令和5年度那覇市一般会計補正予算（第9号）（財政課）	9
○令和6年度那覇市一般会計予算（財政課）	21
○令和6年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	30
○那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について（文化財課）	31
○令和6年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について（環境政策課）	32
○令和5年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（ちゃーがんじゅう 課）	47
○令和6年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）	51
○令和5年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（国民健康保険 課）	54
○令和5年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（国民健康保険 課）	57
○令和6年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課）	58

○令和6年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国民健康保険課）	61
○那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）	63
○令和5年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）	64
○令和6年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（まちなみ整備課）	65
○令和5年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）	67
○令和6年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（まちなみ整備課）	68
○令和5年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）	69
○令和5年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）	71
○令和6年度那覇市水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	73
○令和6年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	76

◇公 告◇

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	79
○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	80
○都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）	81
○「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業実施設計業務委託契約」に係る制限付一般競争入札について（消防局情報指令課）	82

◇消防局訓令◇

○那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令	84
○那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令	86
○那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令	88

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	90
----------------------	----

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	91
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	92

◇教育委員会規則◇

○那覇市学校運営協議会規則……………	93
○那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則……………	97
○那覇市就学援助規則の一部を改正する規則……………	98

◇正 誤◇

○那覇市公報第1854号の正誤……………	99
----------------------	----

告 示

那覇市告示第 558 号

令和 6 年 3 月 15 日

掲 示 済

那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市
辻老人憩の家の指定管理者の指定について

那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩の家の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月那覇市議会定例会において議決を得ましたので、那覇市老人福祉センター条例(平成 17 年那覇市条例第 39 号)第 15 条第 4 項及び那覇市老人憩の家条例(平成 17 年那覇市条例第 43 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称	所 在 地
那覇市末吉老人福祉センター	那覇市首里末吉町 2 丁目 14 番地
那覇市壺川老人福祉センター	那覇市壺川 2 丁目 3 番地 11
那覇市辻老人憩の家	那覇市辻 2 丁目 14 番地 1

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 陽風会
所在地 那覇市牧志 3 丁目 8 番 10 号
代表者 理事長 高良 健

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 566 号

令和 6 年 3 月 18 日

掲 示 済

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の指定管理者の指定について

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月那覇市議会定例会において議決を得ましたので、那覇市老人福祉センター条例(平成 17 年那覇市条例第 39 号)第 15 条第 4 項及び那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年那覇市条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称	所 在 地
那覇市小禄老人福祉センター	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2
那覇市小禄児童館	
那覇市識名老人福祉センター	那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号
那覇市識名児童館	

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
代表者 会長 川満 正人

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 574 号

令和 6 年 3 月 19 日

掲 示 済

てんぶす那覇の指定管理者の指定について

てんぶす那覇の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会において同意されましたので、てんぶす那覇条例第 19 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名 称 てんぶす那覇

位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号

2 指定管理者となる団体

名 称 ミライ那覇創造共同事業体

所在地 那覇市小禄 1 丁目 6 番 17 号

代表者 株式会社平良商会 代表取締役 平良 一郎

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 571 号

令和 6 年 3 月 19 日

掲 示 済

那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市総合福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 6 年 2 月那覇市議会定例会において議決を得たので、那覇市総合福祉センター条例（平成 17 年条例第 45 号）第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市総合福祉センター
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
代表者 会長 川満 正人

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 576 号

令和 6 年 3 月 21 日

掲 示 済

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定について

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月那覇市議会定例会において同意されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

1 施設名

- (1) 那覇市パレット市民劇場
- (2) 那覇市民ギャラリー

2 指定管理者

那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号

パレットグループ

代表者 久茂地都市開発株式会社 代表取締役社長 我那覇 学

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（1 年間）

那 覇 市 告 示 第 4 号

令 和 6 年 4 月 1 日

令和6年(2024 年) 2月那覇市議会定例会で議決された令和5年度那覇市一般会計補正予算(第9号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和5年度那覇市一般会計補正予算(第9号)

令和5年度那覇市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,328千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,558,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		54,508,055	383,821	54,891,876
	1 市民税	21,090,648	△ 455,536	20,635,112
	2 固定資産税	27,212,161	170,193	27,382,354
	3 軽自動車税	852,359	14,800	867,159
	4 市たばこ税	4,257,621	588,688	4,846,309

	5 入湯税	17,360	15,430	32,790
	6 事業所税	1,077,906	50,246	1,128,152
2 地方譲与税		719,794	1,630	721,424
	3 特別とん譲与税	25,974	1,023	26,997
	4 航空機燃料譲与税	200,528	607	201,135
3 利子割交付金		9,657	△ 1,566	8,091
	1 利子割交付金	9,657	△ 1,566	8,091
4 配当割交付金		100,421	1,965	102,386
	1 配当割交付金	100,421	1,965	102,386
5 株式等譲渡所得割交付金		107,333	6,203	113,536
	1 株式等譲渡所得割交付金	107,333	6,203	113,536
6 地方消費税交付金		8,282,924	△ 456,545	7,826,379
	1 地方消費税交付金	8,282,924	△ 456,545	7,826,379
7 環境性能割交付金		46,901	7,780	54,681
	1 環境性能割交付金	46,901	7,780	54,681
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		338,332	22,783	361,115
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	338,332	22,783	361,115
9 地方特例交付金		130,941	6,010	136,951
	1 地方特例交付金	130,940	6,010	136,950
10 地方交付税		9,273,249	674,577	9,947,826
	1 地方交付税	9,273,249	674,577	9,947,826
11 交通安全対策特別交付金		45,000	△ 10,000	35,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000	△ 10,000	35,000
12 法人事業税交付金		907,293	△ 166,636	740,657
	1 法人事業税交付金	907,293	△ 166,636	740,657
13 分担金及び負担金		755,970	△ 1,480	754,490
	2 負担金	755,969	△ 1,480	754,489

14 使用料及び 手数料		3,579,527	11,512	3,591,039
	1 使用料	2,870,954	10,068	2,881,022
	2 手数料	708,573	1,444	710,017
15 国庫支出金		56,059,819	△ 1,790,050	54,269,769
	1 国庫負担金	40,171,548	△ 360,175	39,811,373
	2 国庫補助金	15,786,475	△ 1,427,411	14,359,064
	3 委託金	101,796	△ 2,464	99,332
16 県支出金		18,568,155	△ 157,095	18,411,060
	1 県負担金	9,471,834	107,878	9,579,712
	2 県補助金	8,597,331	△ 260,481	8,336,850
	3 委託金	498,990	△ 4,492	494,498
17 財産収入		986,268	40,869	1,027,137
	1 財産運用収入	488,692	14,232	502,924
	2 財産売却収入	497,576	26,637	524,213
18 寄附金		1,054,737	△ 182,281	872,456
	1 寄附金	1,054,737	△ 182,281	872,456
19 繰入金		5,686,796	△ 9,100	5,677,696
	1 特別会計繰入金	147,033	10,000	157,033
	2 基金繰入金	5,539,763	△ 19,100	5,520,663
20 繰越金		4,668,973	2,852,744	7,521,717
	1 繰越金	4,668,973	2,852,744	7,521,717
21 諸収入		1,697,334	115,498	1,812,832
	1 延滞金加算金及び 過料	30,794	1,233	32,027
	2 市預金利子	131	441	572
	4 受託事業収入	63,490	△ 8,346	55,144
	5 雑入	1,408,063	122,170	1,530,233
22 市債		17,748,624	△ 1,072,400	16,676,224
	1 市債	17,748,624	△ 1,072,400	16,676,224

23 自動車取得 税交付金		1,343	3,089	4,432
	1 自動車取得税交付 金	1,343	3,089	4,432
歳入合計		185,277,446	281,328	185,558,774

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		788,130	△ 5,528	782,602
	1 議会費	788,130	△ 5,528	782,602
2 総務費		14,642,490	1,839,620	16,482,110
	1 総務管理費	12,348,608	1,918,989	14,267,597
	2 徴税費	1,175,434	△ 31,598	1,143,836
	3 戸籍住民基本台帳 費	902,854	△ 36,456	866,398
	4 選挙費	65,765	△ 5,054	60,711
	5 統計調査費	41,866	△ 435	41,431
	6 監査委員費	107,963	△ 5,826	102,137
3 民生費		99,216,509	1,236,399	100,452,908
	1 社会福祉費	40,662,125	912,208	41,574,333
	2 児童福祉費	32,250,916	△ 389,824	31,861,092
	3 生活保護費	26,303,467	714,015	27,017,482
4 衛生費		19,999,770	△ 18,781	19,980,989
	1 保健衛生費	16,152,532	79,149	16,231,681
	2 清掃費	3,847,238	△ 97,930	3,749,308
6 農林水産業 費		748,566	△ 18,370	730,196
	1 農業費	67,674	△ 11,393	56,281
	3 水産業費	644,508	△ 6,977	637,531
7 商工費		2,287,129	△ 30,296	2,256,833
	1 商工費	2,287,129	△ 30,296	2,256,833
8 土木費		13,324,100	△ 224,919	13,099,181
	1 土木管理費	267,374	△ 24,058	243,316

	2 道路橋りょう費	1, 853, 688	△ 164, 113	1, 689, 575
	3 港湾費	692, 666	△ 12, 404	680, 262
	4 都市計画費	6, 015, 668	△ 112, 246	5, 903, 422
	5 住宅費	4, 494, 704	87, 902	4, 582, 606
9 消防費		3, 194, 077	△ 134, 149	3, 059, 928
	1 消防費	3, 194, 077	△ 134, 149	3, 059, 928
10 教育費		18, 214, 018	△ 2, 245, 723	15, 968, 295
	1 教育総務費	2, 222, 609	△ 211, 659	2, 010, 950
	2 小学校費	6, 717, 049	△ 881, 090	5, 835, 959
	3 中学校費	2, 726, 521	△ 491, 508	2, 235, 013
	4 社会教育費	1, 724, 781	△ 225, 088	1, 499, 693
	5 保健体育費	4, 823, 058	△ 436, 378	4, 386, 680
12 公債費		12, 573, 245	△ 116, 925	12, 456, 320
	1 公債費	12, 573, 245	△ 116, 925	12, 456, 320
歳出合計		185, 277, 446	281, 328	185, 558, 774

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			134, 462
	1 総務管理費		125, 882
		自治会活動育成事業	4, 664
		社会保障・税に関する番号制度対応事業	23, 320
		真和志庁舎維持管理事業	10, 525
		なは市民協働プラザ施設管理運営費	572
		本庁舎照明改修事業	78, 558
		那覇市デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）策定事業	5, 016
		（仮称）首里城公園体験学習施設整備事業	3, 227

	3 戸籍住民基本台帳費		8,580
		一般事務費	8,580
3 民生費			699,837
	1 社会福祉費		88,901
		老人福祉センター等施設修繕事業	6,105
		老人福祉センター等改修事業	57,264
		真地市営住宅高齢者施設建設事業	19,438
		老人福祉センター個別施設計画策定事業	6,094
	2 児童福祉費		610,936
		老朽化保育所増改築等事業	92,741
		城東こども園園舎建設補助事業	176,486
		石嶺こども園園舎建設補助事業	333,573
		保育所等可動間仕切り等支援事業	5,742
		こども家庭センター設置準備事業	2,394
4 衛生費			3,862,600
	1 保健衛生費		3,862,600
		病院事業債貸付金	3,860,600
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,000
7 商工費			194,592
	1 商工費		194,592
		第一牧志公設市場再整備事業	165,960
		宇栄原公設市場廃止事業	7,061
		市場中央通り第1アーケード協議会負担金	21,571
8 土木費			4,512,488
	1 土木管理費		927
		特殊地下壕対策事業	726
		狭あい道路整備事業	201

	2 道路橋りょう費		375,613
		私道整備補助金	11,222
		道路維持管理事業	22,455
		里道整備事業	12,240
		道路雑草対策事業	210,589
		道路維持事業	19,010
		法定外橋梁修繕事業	12,500
		道路新設改良事業（防衛交付金）	27,246
		道路新設改良事業（単独）	2,166
		歴史散歩道整備事業	44,439
		交通安全施設整備事業（特交金）	13,746
	4 都市計画費		1,605,407
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	776,494
		無電柱化引込設備事業負担金	394
		沖縄都市モノレール（株）貸付金	34,500
		街路整備事業（単独）	2,804
		街路整備事業（公共投資交付金）	561,907
		亜熱帯庭園都市の道路美化事業	7,300
		公園維持管理費	46,887
		公園整備事業（沖縄振興公共投資交付金）	79,313
		公園施設長寿命化対策支援事業	37,243
		公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	17,947
		民間活力を活かした公園活性化事業	3,500
		花いっぱい運動推進事業	14,141
		公園施設新設改良整備事業	12,977
		【仮称】漫湖公園スポーツ拠点事業	10,000
	5 住宅費		2,530,541
		市営住宅維持管理費	124,132

		市営住宅ストック総合改善事業	150,486
		那覇市住宅確保要配慮者支援事業	800
		地域居住機能再生推進事業	2,254,944
		市営住宅建替移転事業（補助金）	179
10 教育費			3,188,275
	1 教育総務費		24,137
		学校施設等の長寿命化計画改訂事業	23,764
		学校パソコン保守管理事業	373
	2 小学校費		1,817,851
		小学校管理運営費	8,250
		施設維持管理費（小学校）	776
		小学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）	2,915
		小学校施設ブロック塀対策事業	17,473
		小学校教材等整備費	3,229
		識名小学校校舎建設事業	72,775
		松川小学校屋内運動場建設事業	246,281
		天妃小学校校舎建設事業	259,811
		古蔵小学校屋内運動場建設事業	909,441
		石嶺小学校屋内運動場建設事業	51,187
		若狭小学校屋内運動場建設事業	245,713
	3 中学校費		606,542
		中学校施設ブロック塀対策事業	10,417
		松島中学校屋内運動場建設事業	546,108
		安岡中学校長寿命化改良（予防改修）事業	1,451
		寄宮中学校長寿命化改良（予防改修）事業	1,792
		松島中学校長寿命化改良事業	46,774
	4 社会教育費		70,237
		伊江殿内庭園保存整備事業	13,057

		崇元寺跡保存整備事業	57, 180
	5 保健体育費		669, 508
		漫湖公園市民庭球場機能強化推進事業	118, 503
		那覇市営奥武山体育施設照明設備及びスコアボードLED化整備事業	525, 865
		給食センター施設維持管理費	8, 200
		学校給食専用昇降機入替事業	16, 940
合 計			12, 592, 254

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費			1,605,072		700,203
	1 社会福祉費		1,605,072		700,203
		低所得世帯支援臨時特別給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯加算)支給事業	1,605,072	低所得世帯支援臨時特別給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯加算)支給事業	700,203
8 土木費			235,838		344,909
	1 土木管理費		20,988		21,224
		新真和志複合施設建設事業	20,988	新真和志複合施設建設事業	21,224
	2 道路橋りょう費		214,850		323,685
		橋りょう長寿命化修繕事業	20,000	橋りょう長寿命化修繕事業	47,200
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	194,850	道路新設改良事業(社会資本交付金)	276,485
合 計			1,840,910		1,045,112

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業業務委託(福祉政策課)	令和 5 年度から令和 6 年度まで	33,700
安謝老人憩の家管理運営委託料(電気料金高騰及び人件費上昇追加分)(ちゃーがんじゅう課)	令和 5 年度から令和 8 年度まで	1,361
安謝児童館管理運営委託料(令和 3 年度設定分の人件費上昇追加分)(こども教育保育課)	令和 6 年度から令和 8 年度まで	297
那覇市道路照明灯 LED 化事業(令和 4 年度設定 増額分)(道路管理課)	令和 5 年度から令和 15 年度まで	18,580
市営住宅等管理運営事業(人件費高騰追加分)(市営住宅課)	令和 5 年度から令和 8 年度まで	1,980
那覇市若狭公民館管理運営委託事業(電気料金高騰等支援金)(生涯学習課)	令和 5 年度から令和 7 年度まで	548

那覇市繁多川公民館管理運営委託事業（電気料金高騰等支援金）（生涯学習課）	令和5年度から 令和7年度まで	520
那覇市体育施設管理運営事業（電気料金高騰等支援金）（市民スポーツ課）	令和5年度から 令和7年度まで	3,296

2 変 更

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
那覇市総合福祉センター管理運営費（福祉政策課）	令和5年度 から 令和10年度まで	198,508	令和5年度 から 令和10年度まで	201,118
壺川老人福祉センター管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度 から 令和10年度まで	65,610	令和5年度 から 令和10年度まで	66,621
末吉老人福祉センター管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度 から 令和10年度まで	61,831	令和5年度 から 令和10年度まで	62,883
小禄老人福祉センター管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度 から 令和10年度まで	57,614	令和5年度 から 令和10年度まで	58,568
識名老人福祉センター管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度 から 令和10年度まで	63,440	令和5年度 から 令和10年度まで	64,703
辻老人憩の家管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度 から 令和10年度まで	55,591	令和5年度 から 令和10年度まで	56,086
金城老人憩の家管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度 から 令和10年度まで	37,160	令和5年度 から 令和10年度まで	37,510
大名児童館管理運営委託料（こども教育保育課）	令和5年度 から 令和10年度まで	75,160	令和5年度 から 令和10年度まで	76,091
小禄児童館管理運営委託料（こども教育保育課）	令和5年度 から 令和10年度まで	63,410	令和5年度 から 令和10年度まで	64,212
識名児童館管理運営委託料（こども教育保育課）	令和5年度 から 令和10年度まで	63,105	令和5年度 から 令和10年度まで	63,845
金城児童館管理運営委託料（こども教育保育課）	令和5年度 から 令和10年度まで	57,390	令和5年度 から 令和10年度まで	58,130
那覇市立森の家みんな管理運営委託料（生涯学習課）	令和5年度 から 令和10年度まで	59,305	令和5年度 から 令和10年度まで	59,987
那覇市営奥武山体育施設管理運営事業（市民スポーツ課）	令和5年度 から 令和10年度まで	396,530	令和5年度 から 令和10年度まで	405,420

3 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
与儀小学校給食調理場改築事業（学校給食課）	令和5年度 から 令和6年度まで	488,908
与儀小学校給食調理場改築事業（備品購入）（学校給食課）	令和5年度 から 令和6年度まで	200,151

第4表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 社会福祉施設整備事業	242,700	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	241,200	補正前に同じ		
7 道路整備事業	142,200				115,000			
9 都市計画事業	433,000				433,100			
10 都市公園整備事業	126,200				127,700			
11 市営住宅建設事業	637,100				613,700			
12 消防施設整備事業	166,700				115,200			
13 教育施設整備事業	3,440,300				2,469,900			

那 覇 市 告 示 第 5 号

令 和 6 年 4 月 1 日

令和6年（2024 年）2月那覇市議会定例会で議決された令和6年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和6年度那覇市一般会計予算

令和6年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,789,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		54,946,077
	1 市民税	19,942,137
	2 固定資産税	28,089,901
	3 軽自動車税	904,127
	4 市たばこ税	4,846,309
	5 入湯税	32,790
	6 事業所税	1,130,813
2 地方譲与税		725,929
	1 自動車重量譲与税	357,841
	2 特別とん譲与税	24,810
	3 航空機燃料譲与税	189,268
	4 地方揮発油譲与税	113,728
	5 森林環境譲与税	40,282
3 利子割交付金		8,014
	1 利子割交付金	8,014
4 配当割交付金		101,900
	1 配当割交付金	101,900
5 株式等譲渡所得割交付金		113,536
	1 株式等譲渡所得割交付金	113,536
6 地方消費税交付金		7,568,234
	1 地方消費税交付金	7,568,234
7 環境性能割交付金		59,722
	1 環境性能割交付金	59,722
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		361,115
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	361,115
9 地方特例交付金		1,330,507
	1 地方特例交付金	1,330,507

10 地方交付税		9,398,536
	1 地方交付税	9,398,536
11 交通安全対策特別交付金		40,000
	1 交通安全対策特別交付金	40,000
12 法人事業税交付金		767,002
	1 法人事業税交付金	767,002
13 分担金及び負担金		688,013
	1 分担金	1
	2 負担金	688,012
14 使用料及び手数料		3,576,096
	1 使用料	2,842,469
	2 手数料	733,627
15 国庫支出金		49,847,026
	1 国庫負担金	40,246,981
	2 国庫補助金	9,505,271
	3 委託金	94,774
16 県支出金		19,676,908
	1 県負担金	10,031,596
	2 県補助金	9,005,400
	3 委託金	639,912
17 財産収入		941,678
	1 財産運用収入	601,831
	2 財産売却収入	339,847
18 寄附金		856,279
	1 寄附金	856,279
19 繰入金		7,524,735
	1 特別会計繰入金	3,339
	2 基金繰入金	7,521,396
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,897,520

	1 延滞金加算金及び過料	32,486
	2 市預金利子	163
	3 貸付金元利収入	253,335
	4 受託事業収入	64,615
	5 雑入	1,546,921
22 市債		13,860,173
	1 市債	13,860,173
歳入合計		174,789,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		783,334
	1 議会費	783,334
2 総務費		12,210,461
	1 総務管理費	9,706,192
	2 徴税費	1,249,505
	3 戸籍住民基本台帳費	895,745
	4 選挙費	197,038
	5 統計調査費	50,020
	6 監査委員費	111,961
3 民生費		95,786,945
	1 社会福祉費	37,317,322
	2 児童福祉費	32,131,051
	3 生活保護費	26,338,571
	4 災害救助費	1
4 衛生費		17,197,710
	1 保健衛生費	13,211,511
	2 清掃費	3,986,199
5 労働費		38,136
	1 労働諸費	38,136
6 農林水産業費		528,150

	1 農業費	66,809
	2 林業費	43,901
	3 水産業費	417,440
7 商工費		1,350,481
	1 商工費	1,350,481
8 土木費		16,476,834
	1 土木管理費	363,696
	2 道路橋りょう費	1,711,195
	3 港湾費	684,794
	4 都市計画費	7,377,083
	5 住宅費	6,340,066
9 消防費		3,522,417
	1 消防費	3,522,417
10 教育費		15,453,389
	1 教育総務費	2,544,300
	2 小学校費	5,881,152
	3 中学校費	2,634,551
	4 社会教育費	1,925,907
	5 保健体育費	2,467,479
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		10,984,015
	1 公債費	10,984,015
13 諸支出金		357,124
	1 公営企業貸付金	1
	2 市たばこ税県交付金	357,123
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		174,789,000

第2表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
市制施行記念事業（市政功労章等の購入）（秘書広報課）	令和6年度から 令和7年度まで	994
住基ネットワークシステム機器リース・保守契約（情報政策課）	令和7年度から 令和11年度まで	40,273
文書・庶務・人事給与システム（延長分）（情報政策課）	令和7年度	11,696
文書・庶務・人事給与システム最適化事業（情報政策課）	令和6年度から 令和12年度まで	373,859
登記課税連携システム導入・使用契約（情報政策課）	令和7年度から 令和11年度まで	36,622
令和7年度データ印字業務委託B（情報政策課）	令和6年度から 令和7年度まで	24,550
那覇市路線価付設業務委託（資産税課）	令和7年度から 令和8年度まで	47,902
（仮称）国宝等収蔵・展示施設整備事業（文化財課）	令和7年度	4,455
令和6年度那覇空港南側船揚場整備工事（商工農水課）	令和7年度	156,211
令和6年度那覇空港南側船揚場整備工事磁気探査業務委託（商工農水課）	令和7年度	26,627
令和6年度那覇空港南側船揚場整備工事現場技術業務委託（商工農水課）	令和7年度	6,930
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課）	令和7年度から 令和17年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額。

電気自動車賃貸借契約（環境政策課）	令和7年度から 令和11年度まで	2,851
家庭ごみ有料化事業 指定ごみ袋（環境政策課）	令和7年度	34,805
家庭ごみ有料化事業 業務委託料（環境政策課）	令和6年度から 令和8年度まで	199,709
塵芥収集車両購入事業（クリーン推進課）	令和6年度から 令和7年度まで	50,545
エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託 （クリーン推進課）	令和6年度から 令和9年度まで	192,600
霊園・納骨堂管理システムサーバー賃貸料（環境 保全課）	令和7年度から 令和11年度まで	836
那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業 （電気料金・人件費高騰追加分）（障がい福祉 課）	令和7年度	323
那覇市障がい者福祉センター事業（電気料金・人 件費高騰追加分）（障がい福祉課）	令和7年度から 令和10年度まで	1,277
総合衛生システム導入事業（生活衛生課）	令和6年度から 令和11年度まで	42,810
天久みらいこども園給食調理業務委託事業（こど も政策課）	令和7年度から 令和11年度まで	195,418
西給食センター給食調理業務委託事業（こども政 策課）	令和7年度から 令和11年度まで	451,366
公立こども園照明LED化事業（こども政策課）	令和6年度から 令和17年度まで	39,448
那覇市母子・父子福祉センター管理運営委託料 （人件費高騰追加分）（子育て応援課）	令和7年度	37
那覇市母子生活支援センターさくら管理運営委託 料（電気料金・人件費高騰追加分）（子育て応援 課）	令和7年度	695
若狭児童館管理運営委託料（令和3年度設定分の 人件費上昇・電気料金高騰追加分）（こども教育 保育課）	令和7年度から 令和8年度まで	343
国場児童館管理運営委託料（令和4年度設定分の 人件費上昇・電気料金高騰追加分）（こども教育 保育課）	令和7年度から 令和9年度まで	515
くもじ・にじいろ館管理運営委託料（令和3年度 設定分の人件費上昇・電気料金高騰追加分）（こ ども教育保育課）	令和7年度から 令和8年度まで	315

久場川児童館管理運営委託料（令和3年度設定分の人件費上昇・電気料金高騰追加分）（こども教育保育課）	令和7年度から 令和8年度まで	305
古波蔵児童館管理運営委託料（令和2年度設定分の人件費上昇・電気料金高騰追加分）（こども教育保育課）	令和7年度	162
那覇市首里金城村屋管理運営委託料（都市計画課）	令和6年度から 令和11年度まで	4,145
新真和志複合施設建設事業（PPP事業）（建築工事課）	令和7年度から 令和28年度まで	5,133,413
発注者支援業務（PPP事業モニタリング業務）（建築工事課）	令和7年度から 令和10年度まで	55,022
宇栄原市営住宅第6期建替事業（市営住宅課）	令和6年度から 令和8年度まで	3,628,295
真地市営住宅建替事業（第2期実施設計）（市営住宅課）	令和7年度	56,279
（仮称）識名出張所建設工事業務委託（監理）（消防局総務課）	令和7年度	22,886
（仮称）識名出張所整備事業（工事請負費）（消防局総務課）	令和7年度	478,895
デジタル化推進事業（消防局総務課）	令和7年度から 令和8年度まで	2,015
消防局庁舎清掃業務委託（消防局総務課）	令和6年度から 令和8年度まで	12,989
消防庁舎ごみ収集業務委託（消防局総務課）	令和6年度から 令和8年度まで	5,224
那覇市給付型奨学金事業（令和6年度採用者）（生涯学習課）	令和7年度から 令和12年度まで	32,772
松島中学校長寿命化改良事業（実施設計）（施設課）	令和7年度	18,507
神原中学校長寿命化改良（予防改修）事業（設計）（施設課）	令和7年度	5,156
小学校照明LED化事業（施設課）	令和6年度から 令和17年度まで	831,400
中学校照明LED化事業（施設課）	令和6年度から 令和17年度まで	514,430
学校給食調理業務委託事業（松島小学校）（学校給食課）	令和7年度から 令和11年度まで	149,358

与儀小学校給食調理場改築事業（学校給食課）	令和6年度から 令和7年度まで	571,108
与儀小学校給食調理場改築事業（備品購入）（学校給食課）	令和6年度から 令和7年度まで	215,341
学校給食調理業務委託事業（大名学校給食センター）（学校給食課）	令和7年度から 令和11年度まで	200,131
学校給食調理業務委託事業（真和志小学校）（学校給食課）	令和7年度から 令和11年度まで	110,473
給食施設照明LED化事業（学校給食課）	令和6年度から 令和17年度まで	27,663

第3表 地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 社会福祉施設整備事業	190,100	証書 借入 又は 証券 発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
2 病院事業貸付金	8,097,900			
3 一般廃棄物処理事業	66,000			
4 農林水産事業	121,100			
5 道路整備事業	206,300			
6 交通事業	109,200			
7 都市計画事業	583,700			
8 都市公園整備事業	155,200			
9 市営住宅建設事業	1,212,600			
10 消防施設整備事業	277,000			
11 教育施設整備事業	2,194,100			
12 臨時財政対策債	646,973			
計	13,860,173			

那 覇 市 告 示 第 6 号

令 和 6 年 4 月 1 日

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会で議決された令和6年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和6年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

令和6年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ525,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 諸収入		525,192
	1 貸付金元利収入	525,192
歳 入 合 計		525,192

歳 出

（単位：千円）

款	項	金 額
1 公債費		525,192
	1 公債費	525,192
歳 出 合 計		525,192

那 覇 市 告 示 第 7 号
令 和 6 年 4 月 1 日

那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法第243条の2第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館料金徴収事務委託
※徴収する料金は、次のア及びイである。
ア 那覇市歴史博物館を観覧する者から徴収する観覧料
イ 那覇市歴史博物館にて販売する書籍の代金
- 2 受託者の住所 那覇市久茂地1丁目1番1号
- 3 受託者の名称 株式会社流通アシスト
- 4 指 定 日 令和6年3月14日
- 5 委 託 期 間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

那 覇 市 告 示 第 8 号

令 和 6 年 4 月 1 日

令和6年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

令和 6 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	81,607 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ （有害・危険ごみを含む）	2,033 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,835 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	12,549 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長 の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	211 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	7 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長 の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	20 t	リネットジャパンリサイクル(株)
し尿・浄化槽汚泥	4,572 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4 R の推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び 4 R の周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校 4 年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り 4 R を推進する。

③ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、大規模事業所訪問時に食料品小売業者を対象に「てまえどり」の啓発を行う。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6 区分 14 種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレー等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」（パンフレット）も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

a 特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）

b パソコン

c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

(ロ) 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第 24 号）

が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（自ら行う自宅のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有していないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第2条第2項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2区分5種類分別【燃やすごみ（資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品）、資源化物（古紙・草木）】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対象とした「食べきり協力店登録制度」を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再

生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的を実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルートの維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）。の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（事業者が自ら行う事務所等のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有しないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量（単位：トン）

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	6,985
	委託業者		34,509
	直接持込		8,193
	許可業者		7,780
	市 民		414
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	302
	委託業者		1,322
	直接持込		409
	許可業者		314
	市 民		95
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	163
	委託業者		835
	直接持込・市民		807
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	2,245
	委託業者		8,852
	直接持込		1,254
	許可業者		928
	市 民		326
適正処理困難物 (廃スプリング 入り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラ ザ棟	19
	委託業者		146
	直接持込		47
	許可業者		3
	市 民		44

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	31,969
	許可業者		31,698
	事 業 者		271
資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	199
	許可業者		199

② その他（直接資源化等）

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設	7
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	リネットジャパンリサイクル(株)（小型家電リサイクル法認定事業者 認定第 24 号）	20

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。

イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

エ ごみの持ち込みとは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、ごみを中間処理施設へ搬入することをいう。

オ 引っ越し等により多量に排出された、ごみの持ち込みは、事前に那覇・南風原クリーンセンターへ電話受付するものとする。

カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持ち込む、又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）するものとする。

キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。

ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、禁止行為

違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。

コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9 つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇クリーンサービス	大城 聡	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

イ 定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集

定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集については、許可業者で行う。（別紙 1 許可業者一覧を参照）

ウ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。

（別紙 1 許可業者一覧を参照）

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
ごみ 処 理 施 設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開 設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラー付）、電気式灰溶融炉設備、破碎選別設備	
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	灰溶融炉	52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)	
	破碎選別	39 t / 5H（粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H）	
	処理対象	燃やすごみ（廃スプリング入り製品の選別残渣含む）、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8,000kw	
資 源 化 施 設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	
	開 設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t / 日	

	処理対象	缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	
--	------	----------------------	--

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4-3-6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ /日
処理方式	流入調整＋第1凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第2凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2 章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第35条第1項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、当該品目の許可業者による収集・運搬体制をとる。

中間処理は、那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,463
浄化槽汚泥		3,109

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		八重瀬町字後原 1129
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8kl）

別紙 1 許可業者一覧（1 章ごみ処理 2 収集・運搬計画 関連）

本市の一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、本計画の対象区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への事業の影響を考慮した結果、本計画期間内におけるごみの処理量に対する収集・運搬体制のうち、許可業者は下表のとおりとする。

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 12 業者

許可番号	氏 名	所在地	許可番号	氏 名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市赤道 2-11-24
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里鳥堀町 4-130-1
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17

法人 37 社

許可番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1 ●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1450
3 ★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6 ●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
7	(有)司クリーンサービス	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3

8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107
19	(同)マツバラ	松原 秀明	那覇市字松川 524-1
20	(株)栗國清掃	栗國 文武	浦添市字経塚 811-60
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24●	(株)SUNクリーン	金城 通夫	那覇市首里石嶺町 4-411
26	(株)玉城清掃	玉城 正	南城市大里字大里 807
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那覇市古波蔵 2-18-3
31●★	(有)三友	金城 和良	那覇市樋川 2-16-9
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 忠助	那覇市字国場 1171-1
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
39●	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
43	(株)タナハラ	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301 番地
47	(株)沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
49	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 清人	那覇市南風原町字津嘉山 1455
55●★	(同)ちゅらエコクリーン	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	山入端 弾	糸満市西崎町 5-5-7
59●◆★	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	(株)やすもと	安元 良美	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	西村 清也子	島尻郡八重瀬町字友寄 41-1
67◆	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 徹	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	(有)沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-16-8

(3) 食品残渣 法人 6 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 幹	八重瀬町字新城 881

(4) 廃スプリング入り製品 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

那 覇 市 告 示 第 9 号

令 和 6 年 4 月 1 日

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会で議決された令和5年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和5年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ797,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,858,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		5,723,391	△168,557	5,554,834
	1 介護保険料	5,723,391	△168,557	5,554,834
3 国庫支出金		7,197,831	△203,448	6,994,383
	1 国庫負担金	4,999,251	△109,775	4,889,476
	2 国庫補助金	2,198,580	△93,673	2,104,907
4 支払基金交付金		7,525,792	△135,581	7,390,211
	1 支払基金交付	7,525,792	△135,581	7,390,211

	金			
5 県支出金		4,283,353	△353,923	3,929,430
	1 県負担金	3,634,179	△50,980	3,583,199
	3 県補助金	649,173	△302,943	346,230
6 財産収入		63	752	815
	1 財産運用収入	63	752	815
7 繰入金		5,611,017	75,358	5,686,375
	1 他会計繰入金	5,061,722	△74,512	4,987,210
	2 基金繰入金	549,295	149,870	699,165
9 諸収入		2,749	5,539	8,288
	2 雑入	1,430	5,539	6,969
10 市債		347,901	△17,400	330,501
	1 市債	347,901	△17,400	330,501
歳入合計		31,655,548	△797,260	30,858,288

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,464,596	△309,081	1,155,515
	1 総務管理費	1,117,703	△303,933	813,770
	2 徴収費	43,610	△1,335	42,275
	3 介護認定審査会費	303,283	△3,813	299,470
2 保険給付費		26,564,398	△489,362	26,075,036
	1 介護サービス等諸費	25,994,688	△498,897	25,495,791
	2 介護予防サービス等諸費	537,890	7,544	545,434
	3 その他諸費	31,820	1,991	33,811
4 基金積立金		999,372	752	1,000,124
	1 基金積立金	999,372	752	1,000,124
5 地域支援事業費		2,059,561	△9,746	2,049,815
	1 介護予防・生活支援	1,037,583	△5,560	1,032,023

	サービス事業費			
	2 一般介護予防事業費	143,697	△1,974	141,723
	3 包括的支援事業・任意事業費	874,169	△2,212	871,957
6 諸支出金		567,620	10,177	577,797
	1 償還金及び還付加算金	426,595	177	426,772
	2 繰出金	141,025	10,000	151,025
歳出合計		31,655,548	△797,260	30,858,288

第2表 地方債補正

変更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	347,900	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後に	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等々による。 ただし、財政の都合により、据	330,500	補正前に同じ		

			において、当該見直し後の利率)	置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。		
--	--	--	-----------------	--	--	--

那覇市告示第 10 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,786,159 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

単位:千円

款	項	金額
1 介護保険料		6,073,462
	1 介護保険料	6,073,462
2 使用料及び手数料		2,573
	1 手数料	2,573
3 国庫支出金		7,367,093
	1 国庫負担金	5,199,261
	2 国庫補助金	2,167,832

4 支払基金交付金		7,798,643
	1 支払基金交付金	7,798,643
5 県支出金		4,371,705
	1 県負担金	3,799,037
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	572,667
6 財産収入		72
	1 財産運用収入	72
7 繰入金		5,169,821
	1 他会計繰入金	5,168,913
	2 基金繰入金	908
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,787
	1 延滞金、加算金及び過料	1,319
	2 雑入	1,468
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳入合計		30,786,159

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		1,000,936
	1 総務管理費	639,091
	2 徴収費	41,440
	3 介護認定審査会費	320,405
2 保険給付費		27,687,070
	1 介護サービス等諸費	27,057,485
	2 介護予防サービス等諸費	596,246

	3 その他諸費	33,339
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		75
	1 基金積立金	75
5 地域支援事業費		2,078,918
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,044,807
	2 一般介護予防事業費	148,060
	3 包括的支援事業・任意事業費	881,958
	4 その他諸費	4,093
6 諸支出金		19,159
	1 償還金及び還付加算金	19,158
	2 繰出金	1
歳出合計		30,786,159

那覇市告示第 11 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 678, 412 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40, 372, 584 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5, 361, 051	40, 077	5, 401, 128
	1 国民健康保険税	5, 361, 051	40, 077	5, 401, 128
3 国庫支出金		1, 739	73	1, 812
	1 国庫補助金	1, 739	73	1, 812
4 県支出金		28, 061, 286	△363, 252	27, 698, 034
	1 県負担金	28, 061, 285	△363, 252	27, 698, 033

6 繰入金		5,514,760	1,574,014	7,088,774
	1 他会計繰入金	5,514,759	1,478,209	6,992,968
	2 基金繰入金	1	95,805	95,806
8 諸収入		2,008,867	△1,929,324	79,543
	1 延滞金加算金 及び過料	25,440	△7,931	17,509
	3 雑入	1,983,426	△1,921,393	62,033
歳 入 合 計		41,050,996	△678,412	40,372,584

歳 出

単位：千円

1 総務費		715,565	△18,762	696,803
	1 総務管理費	535,499	△12,480	523,019
	2 徴税費	92,894	△5,832	87,062
	4 収納率向上 特別対策事業	43,224	△450	42,774
2 保険給付費		27,193,543	△382,033	26,811,510
	1 療養諸費	22,790,868	△256,933	22,533,935
	2 高額療養費	4,208,983	△100,000	4,108,983
	4 出産育児諸費	180,691	△25,100	155,591
3 国民健康保険 事業費納付金		12,192,229	0	12,192,229
	1 医療費給付分	8,932,216	0	8,932,216
	2 後期高齢者支 援金等分	2,395,057	0	2,395,057
	3 介護納付金分	864,956	0	864,956
6 保健事業費		271,104	△26,337	244,767
	1 特定健康診査 等事業費	205,501	△18,652	186,849

	2 保健事業費	65,603	△7,685	57,918
9 諸支出金		61,242	70,224	131,466
	1 償還金及び還付加算金	61,003	70,224	131,227
10 予備費		521,504	△321,504	200,000
	1 予備費	521,504	△321,504	200,000
歳 出 合 計		41,050,996	△678,412	40,372,584

那覇市告示第 12 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,870 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,893,922 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,276,968	千円 △110,559	千円 3,166,409
	1 後期高齢者医療保険料	3,276,968	△110,559	3,166,409
3 繰入金		650,742	40,689	691,431
	1 一般会計繰入金	650,742	40,689	691,431
歳 入 合 計		3,963,792	△69,870	3,893,922

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,906,437	千円 △69,870	千円 3,836,567
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,906,437	△69,870	3,836,567
歳 出 合 計		3,963,792	△69,870	3,893,922

那覇市告示第 13 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,918,814 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,089,484
	1 国民健康保険税	5,089,484
2 使用料及び手数料		7,014
	1 手数料	7,014

3 国庫支出金		3
	1 国庫補助金	3
4 県支出金		27,456,346
	1 県負担金	27,456,345
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
6 繰入金		4,498,444
	1 他会計繰入金	4,498,443
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1,867,517
	1 延滞金加算金及び過料	17,452
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,850,064
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		38,918,814

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		737,535
	1 総務管理費	553,229
	2 徴税費	88,292
	3 運営協議会費	713
	4 収納率向上特別対策事業費	46,389
	5 医療費適正化特別対策事業費	48,912
2 保険給付費		26,637,979
	1 療養諸費	22,410,450

	2 高額療養費	4,038,954
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	175,074
	5 葬祭諸費	13,000
3 国民健康保険事業費 納付金		10,703,060
	1 医療給付費分	7,544,294
	2 後期高齢者支援金等分	2,319,033
	3 介護納付金分	839,733
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出 金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		278,606
	1 特定健康診査等事業費	206,518
	2 保健事業費	72,088
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		50,760
	1 償還金及び還付加算金	50,758
	2 繰出金	2
10 予備費		510,870
	1 予備費	510,870
歳 出 合 計		38,918,814

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
令和7年度国税ミニガイド（冊子）の作製費 （国民健康保険課）	令和6年度から 令和7年度まで	1,835
柔道整復師等にかかる療養費支給申請書の審査 委託事業（国民健康保険課）	令和6年度から 令和7年度まで	5,285
はり、きゅう、あん摩療養費支給申請書審査委 託（国民健康保険課）	令和6年度から 令和7年度まで	820

那覇市告示第 14 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 6 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,697,962 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,982,532
	1 後期高齢者医療保険料	3,982,532
2 使用料及び手数料		802
	1 手数料	802
3 繰入金		703,838
	1 一般会計繰入金	703,838
4 繰越金		1
	1 繰越金	1

5 諸収入		10,789
	1 延滞金、加算金及び過料	567
	2 償還金及び還付加算金	10,101
	3 預金利子	1
	4 雑入	120
歳 入 合 計		4,697,962

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		52,362
	1 総務管理費	34,816
	2 徴収費	17,546
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,635,499
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,635,499
3 諸支出金		10,101
	1 償還金及び還付加算金	10,100
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		4,697,962

那覇市告示第 15 号

令和 6 年 4 月 1 日

那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回
指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法第243条の2第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約 |
| 2 受託者の住所 | 浦添市安波茶3丁目5番2号
安波茶交差点ビル103号室 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武 |
| 4 指 定 日 | 令和6年3月13日 |
| 5 委 託 期 間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |

那覇市告示第 16 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 5,613	千円 △1,317	千円 4,296
	1 総務管理繰入金	2,995	△1,317	1,678
4 繰越金		3	1,782	1,785
	1 総務管理繰越金	1	375	376
	2 真嘉比古島 第一地区繰越金	1	216	217
	3 真嘉比古島 第二繰越金	1	1,191	1,192
歳入合計		10,035	465	10,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画 整理総務費		千円 7,415	千円 465	千円 7,880
	1 総務管理費	7,415	465	7,880
歳 出 合 計		10,035	465	10,500

那覇市告示第 17 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

令和 6 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,052 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		2
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	1
3 繰入金		3,716
	1 総務管理繰入金	1,098
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,618

4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 清算徴収金		3,327
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	980
	2 真嘉比古島第二地区清算徴収金	2,347
歳 入 合 計		7,052

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 4,432
	1 総務管理費	4,432
2 土地区画整理事業費		698
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	698
3 基金積立金		2
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	1
	2 真嘉比古島第二基金積立金	1
4 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		7,052

那覇市告示第 18 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 348,072 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 348,009	千円 △125	千円 347,884
	1 一般会計繰入金	348,009	△125	347,884
2 繰越金		1	187	188
	1 繰越金	1	187	188
歳 入 合 計		348,010	62	348,072

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 976	千円 62	千円 1,038
	1 都市再開発事業費	976	62	1,038
歳 出 合 計		348,010	62	348,072

那覇市告示第 19 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

令和 6 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 316,967 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 316,966
	1 一般会計繰入金	316,966
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		316,967

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 682
	1 都市再開発事業費	682
2 公債費		316,285
	1 公債費	316,285
歳 出 合 計		316,967

那覇市告示第 20 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総配水量「38,500,000 m³」を「37,755,000 m³」に、（3）一日平均配水量「105,479 m³」を「103,438 m³」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,133,002 千円	△55,921 千円	8,077,081 千円
第 1 項	営業収益	7,590,417 千円	△74,361 千円	7,516,056 千円
第 2 項	営業外収益	542,584 千円	15,019 千円	557,603 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	3,421 千円	3,422 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,559,372 千円	△260,913 千円	7,298,459 千円
第 1 項	営業費用	7,428,630 千円	△268,483 千円	7,160,147 千円
第 2 項	営業外費用	109,342 千円	4,228 千円	113,570 千円
第 3 項	特別損失	1,400 千円	3,342 千円	4,742 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,769,912 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 109,510 千円、減債積立金 197,498 千円、建設改良積立金 1,054,989 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,407,915 千円」を「資本的収入額が資本的支出額

に対し不足する額 2,698,129 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 103,586 千円、減債積立金 197,498 千円、建設改良積立金 962,803 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,434,242 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	421,014 千円	16,735 千円	437,749 千円
第 2 項	他会計負担金	77,927 千円	△22,294 千円	55,633 千円
第 5 項	その他資本的収入	1 千円	39,029 千円	39,030 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	3,190,926 千円	△55,048 千円	3,135,878 千円
第 1 項	建設改良費	1,344,427 千円	△81,375 千円	1,263,052 千円
第 3 項	投資	1,624,300 千円	26,300 千円	1,650,600 千円
第 4 項	その他資本的支出	19,701 千円	27 千円	19,728 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	942,484 千円	△112,510 千円	829,974 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 6 条 予算第 8 条中「51,835 千円」を「47,430 千円」に改める。

那覇市告示第 21 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総排水量「35,312,000 m³」を「35,069,000 m³」に、（3）一日平均排水量「96,745 m³」を「96,079 m³」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	5,577,451 千円	9,377 千円	5,586,828 千円
第 1 項	営業収益	4,373,053 千円	97,028 千円	4,470,081 千円
第 2 項	営業外収益	1,204,397 千円	△87,777 千円	1,116,620 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	126 千円	127 千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5,406,333 千円	△32,335 千円	5,373,998 千円
第 1 項	営業費用	5,157,535 千円	△50,946 千円	5,106,589 千円
第 2 項	営業外費用	227,655 千円	18,600 千円	246,255 千円
第 3 項	特別損失	1,143 千円	11 千円	1,154 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 999,727 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,702 千円、過年度分損益勘定留保資金 677,027 千円及び当年度分損益勘定留保資金 261,998 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,005,016 千円は当

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,718 千円、減債積立金 224,957 千円、過年度分損益勘定留保資金 452,734 千円及び当年度分損益勘定留保資金 281,607 千円」に改め、支出中第 4 項を第 5 項とし、「第 4 項その他資本的支出」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,619,505 千円	△217,997 千円	1,401,508 千円
第 1 項	企業債	681,900 千円	△200,000 千円	481,900 千円
第 2 項	補助金	634,290 千円	7,864 千円	642,154 千円
第 3 項	他会計負担金	302,015 千円	△25,895 千円	276,120 千円
第 4 項	その他資本的収入	1,300 千円	34 千円	1,334 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,619,232 千円	△212,708 千円	2,406,524 千円
第 1 項	建設改良費	1,682,723 千円	△212,575 千円	1,470,148 千円
第 3 項	投資	3,000 千円	△1,347 千円	1,653 千円
第 4 項	その他資本的支出	0 千円	1,214 千円	1,214 千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
流域下水道事業	341,100 千円	△200,000 千円	141,100 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	587,522 千円	△26,740 千円	560,782 千円

那覇市告示第 22 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会で議決された令和6年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和6年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	170,500 戸
(2)年間総配水量	38,500,000 m ³
(3)一日平均配水量	105,479 m ³
(4)主要な建設改良事業 水道施設整備事業	936,380 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	8,197,439 千円
第1項 営業収益	7,605,112 千円
第2項 営業外収益	592,326 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	8,046,724 千円
第1項 営業費用	7,950,148 千円
第2項 営業外費用	75,176 千円
第3項 特別損失	1,400 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,614,299千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,624千円、減債積立金164,138千円、建設改良積立金827,959千円及び過年度分損益勘定留保資金533,578千円で補てんするも

のとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	564,367 千円
第1項 補助金	66,000 千円
第2項 他会計負担金	25,769 千円
第3項 他会計貸付金償還金	267,484 千円
第4項 投資有価証券償還金	99,657 千円
第5項 その他資本的収入	105,457 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,178,666 千円
第1項 建設改良費	1,108,809 千円
第2項 企業債償還金	164,138 千円
第3項 投資	887,800 千円
第4項 その他資本的支出	12,919 千円
第5項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	822,000千円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和6年度から 令和7年度まで	26,000千円

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設維持管理等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	66,926千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,634千円
消防設備保守点検業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	397千円
定期水質検査業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	21,236千円
マッピングシステム保守及びデータ更新 支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	6,643千円
水道事業に伴う資材単価調査業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	901千円
那覇市水道施設整備事業事前評価業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	8,664千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 970,687 千円

（2）交際費 56 千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、99,304 千円と定める。

那覇市告示第 23 号

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年（2024 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)使用戸数	162,600 戸
(2)年間総排水量	35,587,900 m ³
(3)一日平均排水量	97,501 m ³
(4)主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業	882,568 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	5,864,482 千円
第 1 項 営業収益	4,684,954 千円
第 2 項 営業外収益	1,179,527 千円
第 3 項 特別利益	1 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	5,587,910 千円
第 1 項 営業費用	5,343,126 千円
第 2 項 営業外費用	223,804 千円
第 3 項 特別損失	980 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,061,280 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 64,107 千円、過年度分損益勘定留保資金 706,452 千円及び当年度分損益勘定留保資金 290,721 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入	1,497,387 千円
第1項 企業債	695,900 千円
第2項 補助金	501,440 千円
第3項 他会計負担金	299,421 千円
第4項 その他資本的收入	626 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,558,667 千円
第1項 建設改良費	1,565,498 千円
第2項 企業債償還金	885,168 千円
第3項 投資	103,000 千円
第4項 その他資本的支出	1 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
再生水緊急修繕工事	令和6年度から 令和8年度まで	9,900千円
令和7年度公共下水道維持管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	145,587千円
令和7年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	5,669千円
令和7年度公共下水道台帳作成業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	5,275千円
令和7年度人孔蓋・枳蓋緊急補修工事	令和6年度から 令和7年度まで	50,949千円
令和7年度ポンプ場電気保安管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,143千円

事 項	期 間	限度額
令和7年度ポンプ場保守点検業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	34,506千円
令和7年度排水路維持管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	45,330千円
令和7年度首里石嶺調整池巡回警備業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,802千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和7年度ポンプ場保守 点検業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	34,506千円
令和7年度排水路維持管 理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	45,330千円
令和7年度首里石嶺調整 池巡回警備業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,802千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

606,190 千円

公 告

那覇市公告第 733 号

令和 6 年 2 月 29 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路 9・7・1 号沖縄都市モノレールの事業計画認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：9・7・1 号沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）

那覇市公告第 734 号

令和 6 年 2 月 29 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道 1 号沖縄都市モノレールの事業計画認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道

都市計画の名称：1 号 沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）

那覇市公告第 825 号
令和 6 年 3 月 15 日
掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の原案の種類及び名称
那覇広域都市計画用途地域の変更（那覇具志頭線沿道地区）
- 2 都市計画の原案に係る区域
那覇市字上間及び字仲井真地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：令和6年4月5日（金）午後7時
開催場所：那覇市役所 10階 1001会議室（那覇市泉崎1丁目1番1号）

那 覇 市 公 告 第 1 号

令和 6 年 4 月 1 日

「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業
実施設計業務委託契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業実施設計業務委託契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局管轄管内全域
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 以前において、消防指令システムまたは消防救急デジタル無線の設計業務の経験のある技術者の配置が行えること。
- (8) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和 6 年 4 月 8 日までに提出して下さい。郵送での提出の場合に

においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 令和6年4月1日（月）から令和6年4月5日（金）

※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 令和6年4月11日（木）午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局5階作戦会議室（那覇市銘苅2丁目3番8号）

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市指定様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

8 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

10 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

11 問い合わせ先

那覇市消防局情報指令課 担当 喜名 TEL 868-9911 FAX 868-9912

消防局訓令

那覇市消防局訓令第1号
令和6年3月7日
公 表 済

那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 照屋 雅浩

那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員ワッペン規程(令和2年2月4日消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)第3条に基づき、ロゴマーク入りワッペンを次のとおり定める。 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>第1機動査察係及び第2機動査察係</u> (夏服用) 〔略〕 (9) <u>第1機動査察係及び第2機動査察係</u> (活動服用) 〔略〕	〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>機動査察係</u> (夏服用) 〔略〕 (9) <u>機動査察係</u> (活動服用) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第2号
令和6年3月8日
公 表 済

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 照屋 雅浩

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市消防局事務専決規程(令和2年10月28日消防局訓令第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

[略]

所属	事項	専決者
[略]		
指令情報課	[略]	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

[略]

所属	事項	専決者
[略]		
情報指令課	[略]	[略]
[略]		

那覇市消防局訓令第3号
令和6年3月8日
公 表 済

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 照屋 雅浩

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令（平成23年3月23日消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（交替制勤務の職員の勤務時間等） 第4条 交替制勤務の職員（以下「交替制勤務者」という。）は、第1警備、第2警備及び第3警備の3警備（<u>指令情報課</u>において は、「警備」を「係」と読み替えるものとする。）に分けるものとし、輪番交替にて担件事務を処理する。 2 〔略〕	（交替制勤務の職員の勤務時間等） 第4条 交替制勤務の職員（以下「交替制勤務者」という。）は、第1警備、第2警備及び第3警備の3警備（<u>情報指令課</u>において は、「警備」を「係」と読み替えるものとする。）に分けるものとし、輪番交替にて担件事務を処理する。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 50 号
令 和 6 年 3 月 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 470 号
指定工事店名	妙ライフコンサルト
営業所所在地	南風原町字新川 202－8（102）
代表者氏名	金城 妙子
有効期間	自 令和 6 年 4 月 1 日
	至 令和 11 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 6 年 1 月 31 日
異動事由	営業所所在地変更

那覇市上下水道局告示第51号
令和6年3月15日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 566 号
指定工事店名	サンコウ設備工業
営業所所在地	糸満市西崎町3丁目27番地メゾンボナール201号室
代表者氏名	山根 孝幸
有効期間	自 令和6年3月7日
	至 令和10年3月31日

那覇市上下水道局告示第 52 号
令 和 6 年 3 月 1 5 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者 指定年月日
523	株式会社琉水開発	浦添市仲間 1-20-6	砂川 勝人 令和 5 年 6 月 9 日
524	株式会社めいわカンパニー	南風原町字宮平 491	山川 浩司 令和 5 年 8 月 18 日
525	株式会社シマエンジニア	沖縄市古謝津嘉山町 28-5	島袋 和樹 令和 5 年 8 月 18 日
526	株式会社希工業	八重瀬町字東風平 1261-5	宮里 信介 令和 5 年 9 月 7 日
527	合同会社興和設備	北谷町字吉原 29	伊波 毅 令和 5 年 10 月 18 日
528	華設備	糸満市字喜屋武 418-5	座安 悠紀 令和 5 年 10 月 20 日
529	合同会社スタイルハウス	那覇市上間 1-34-7 アップヒルズ 202 号	又吉 祐光 令和 5 年 11 月 2 日
530	株式会社水レンジャー	北中城村字大城 65 2 階	柴田 達也 令和 6 年 1 月 1 8 日
531	優水設備	南風原町字大名 327- 1	國吉 優 令和 6 年 1 月 2 5 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第2号
令和6年4月1日

那覇市学校運営協議会規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 山城良嗣

那覇市学校運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項、第4項、第7項及び第10項の規定に基づき、同条第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。
- (2) 児童生徒 対象学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (4) 地域住民等 保護者以外の者であつて、対象学校が所在する地域の住民又は対象学校の運営に資する活動を行うものをいう。
- (5) 小中一貫教育グループ 義務教育の期間を連続した教育課程として捉え一貫した教育活動を実施する小学校及び中学校の組合せとして教育委員会が定めるものをいう。

（設置）

第3条 那覇市立の小学校及び中学校のうち教育長が指定をする1の学校（2以上の学校につき1の指定があつた場合にあっては、当該指定に係る2以上の学校）ごとに1の協議会を設置する。

- 2 教育長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定の対象となる学校の校長の意見を聴くものとする。
- 3 教育長は、第1項の指定をしたときは、当該指定をした対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

（協議会の運営方針）

第4条 協議会は、対象学校の運営に対する保護者及び地域住民等の支援及び協力の促進並びに対象学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に努めるものとする。

（法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項）

第5条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標
- (2) 学校運営方針
- (3) 組織編制
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

（法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項等）

第6条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の運営の基本的な方針の実現に資する職員の任用に関する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた職員の任用に関する事項
- 2 協議会は、法第47条の5第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（評価）

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営の状況等に関する評価を行うものとする。

（組織等）

第8条 協議会は、委員7人以内(2以上の対象学校に設置された1の協議会にあっては、16人以内)で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民等
- (3) 有識者
- (4) 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校に勤務する教職員(校長を除く。)のうちから校長が指名した者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育長が適当と認める者

（任期）

第9条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

（委員の解任）

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第15条の規定に違反する行為があると認められる場合
 - (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育長は、前項(第1号を除く。)の規定により委員を解任する場合には、当該委員に対し、その理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第11条 協議会に会長を置き、委員(第8条第2項第5号又は第6号に掲げる者のうちから委員に任命された者を除く。)のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、議事を掌る。
- 3 協議会に副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（会議）

第12条 協議会の会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき議案をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 対象学校の校長は、法第47条の5第4項に規定する承認については、その議事の議決に加わることができない。
- 5 委員は、自己の利害に関する議事に参与することができない。

（小中一貫全体会議）

第13条 同一の小中一貫教育グループに属する対象学校の協議会が複数ある場合には、当該複数の協議会は、相互に密接な連携を図るための合同の会議(以下この条及び次条第1項において「小中一貫全体会議」という。)を開催するものとする。

る。

2 小中一貫全体会議の議長は、各協議会の会長の互選により選出する。

3 小中一貫全体会議の議長は、全体会議を招集し、議事を掌る。

（会議の公開）

第14条 会議及び小中一貫全体会議(以下この条において「会議等」という。)は、公開とする。ただし、必要があるときは、会議等の議決を経て非公開とすることができる。

2 会議等を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長又は議長に申し出なければならない。

3 会長又は議長は、会議等の進行を妨げる行為をする傍聴人を退場させることができる。

（委員の服務等）

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（指導及び助言）

第16条 教育長は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育長は、委員が協議会及び自身の役割及び責任を正確に理解できるようにするために必要な、研修等を行うものとする。

3 教育長及び対象学校の校長は、協議会が適正な運営を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（庶務）

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。ただし、2以上の対象学校に設置された1の協議会の庶務については、当該2以上の対象学校の校長が協議して定める学校において処理する。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第3号

令和6年4月1日

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校評議員) 第30条の2 校長は、学校評議員を置くものとする。 2～4 [略]	(学校評議員) 第30条の2 校長は、学校評議員を置くものとする。 <u>ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき学校運営協議会が置かれている学校については、この限りでない。</u> 2～4 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第4号

令和6年4月1日

那覇市就学援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市就学援助規則の一部を改正する規則

那覇市就学援助規則（平成17年那覇市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>（申請状況変更届等）</u> <u>第11条 別に定める期日までに第6条第1項の申請書に記載した事項に変更を生じたときは、被認定者は、申請状況変更届により、速やかに、教育長に届け出なければならない。この項の規定により届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。</u> <u>2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、認定の継続の可否を審査しなければならない。</u>
第11条～第13条 〔略〕	第12条～第14条 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第1854号の正誤

2024（令和6）年2月15日付け那覇市公報第1854号の那覇市上下水道局規程第3号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1576	改正前の上から23行目	<u>を</u> もって充てる。	をもって充てる。
1577	改正前の上から11行目	(5) <u>令達簿（第5号様式）</u>	(5) <u>令達簿（第5号様式）</u>
1577	改正前の上から18行目	<u>の</u> 使用	の使用
1577	改正後の上から18行目	適宜	<u>適宜</u>
1586	改正後の上から28行目	第28条	<u>第28条</u>
1587	改正後の上から15行目	第30条	<u>第30条</u>

